

公 示 日 : 2022年9月14日 (水)

調達管理番号 : 22a00559

国 名 : ベトナム

担当部署 : 地球環境部防災グループ防災第一チーム

調達件名 : ベトナム国中部地域における洪水被害復旧および洪水対策マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査 (法制度/組織体制/実施促進方策)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 法制度/組織体制/実施促進方策に係る各種業務
- (2) 格付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022年10月下旬から2023年1月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.00、国内 0.50、合計 1.50
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 30日 整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2022年9月30日 (金) (12時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022年4月)」の「別添資料11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連

絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月12日(水)までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 48点
 - ② 対象国・地域での業務経験 0点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務経験の分野	法制度／組織体制／実施促進方策に係る各種調査および業務
対象国及び類似地域	評価しない（日本国内での経験を「類似業務の経験」で評価）
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ベトナムは、モンスーンによる影響を強く受けやすく、熱帯低気圧、台風、集中豪雨等が発生しやすい気象条件から、アジア太平洋地域においても最も災害が多い国の一つとみなされている。台風襲来が集中する9～11月には、ベトナム全土で深刻な洪水をもたらし、当国の経済発展を妨げてきた（JICA、2018）。

特に、ベトナム中部地域では、台風の通過ルートであることに加え、年平均の降雨量が3,000mmを超え、洪水が発生しやすい。また、沿岸域を中心に都市化が

進んでいるものの治水対策は不十分である（JICA、2018）。そのため、ひとたび洪水が発生すると広範囲にわたる浸水被害が長期にわたって継続し、死傷者・被害額ともに増加傾向にあり、洪水が中部地域の持続的な社会・経済開発の阻害要因となっている（JICA、2018）。2020年には、年間で発生した台風のうち14個が9月下旬～11月上旬に集中していた。さらにそのうち9個の台風が中部沿岸地域に到来し、短期間での複数の台風到来により、記録的な洪水災害を経験した（CCDPC、2020）。この際、洪水に起因した地すべりや土石流により、人的被害や交通インフラへの影響も報告されており、死者・行方不明者249名、家屋崩壊1,531戸、家屋損傷239,341戸、浸水473,499戸の被害が出た（CCDPC、2020）。

ベトナム政府は2013年に防災法を制定し、2020年には国家防災計画及び地方防災計画において統合洪水管理計画（Integrated Flood Management Plan。以下「IFMP」という。）を作成することとして防災法を改定している。また、ベトナム政府は2021年3月に、国家防災戦略（2021-2030）を承認し、2021年から2025年間の同戦略実施計画も策定済みである。同計画は、「自然災害被害への事前の対応及び削減に向け、自然災害の予防・コントロール、気候変動適用に向けた能力向上を図る」ことを目指しており、「法、政策の策定・適用、防災意識の啓もう、自然災害の予防に関するマスタープラン及び計画策定、国際協力の推進と科学技術の適用、インフラ投資」に関する行動を特記している。また、実施予算については、農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development。以下「MARD」という。）は各省庁に実施スケジュールの策定、国家予算配分等を呼び掛け、地方省に対しては防災法でも地方防災基金の活用を促している。

このような状況の中でベトナム政府は我が国に対し、「中部地域における洪水被害復旧および洪水対策マスタープラン策定プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）の実施に係る協力を要請した。同プロジェクトは対象流域における洪水ハザード・リスク評価、対象流域における包括的な洪水管理計画策定及び優先プロジェクトのフィージビリティ調査の実施を通じて、MARDの河川整備に係る能力開発を強化することを目的としており、上記戦略実施計画を通じて、国家防災戦略（2021-2030）に貢献するものとして位置付けられている。

本詳細計画策定調査では、ベトナム政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とし、プロジェクトの実施に係る合意を得る予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつ

つ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2022年10月下旬～2022年11月上旬）
 - ① 要請背景・内容を予め把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を整理・検討し、MARD ベトナム防災総局（Viet Nam Disaster Management Authority 以下「VNDMA」という）（C/P 機関）他ベトナム側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する（現地業務開始前に JICA を通じてベトナム側関係機関や他ドナーへ配付することを想定している）。
 - ② 国内で入手できる資料から、中央政府・地方政府、人民委員会、研究機関等広く関係機関を洗い出し、渡航前に関係機関のマッピングを行う。
 - ③ JICA のグローバルアジェンダを把握し、ベトナム側関係機関との協議及び交渉の方針を JICA と共通認識を持つ。
 - ④ プロジェクトの枠組案、調査工程案の担当分野関連部分を検討する。
 - ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
 - ⑥ 現地でのヒアリングについて、ベトナム関係機関から事前のアポイント取りつけを求められることがあるため、現地活動スケジュールを検討し、国内準備期間からアポイント取りつけ・調整を開始する。
- (2) 現地業務期間（2022年11月中旬～2022年12月中旬）
 - ① JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
 - ② ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 防災法上ベトナムにおける防災の責任機関は政府だけでなく団体、コミュニティ等が含まれているが、防災の責任者・実施主体の実態を確認し、本案件に関連しうる特徴・課題概要を整理する。
 - イ) 法令上の河川管理における責任者を確認し、責任の所在が明確となっていない場合はその課題を抽出する。
 - ウ) 前項の検討について、中央政府、地方政府、人民委員会の関係性を確認し、複数省をまたぐ流域の計画・管理において中央政府が主体として対応するための課題を分析する。
 - エ) 防災法、国家防災計画、地域防災計画、統合洪水管理計画（Integrated Flood Management Plan: IFMP）、土地利用計画、

その他関連する計画（経済社会開発計画、中期公共投資計画等の個別事業実施に関するものを含む）及び事業内容等の本プロジェクトに関連する計画の基礎情報、本プロジェクトとの整合性を確認する（各地方省の組織・体制、能力、予算等の基礎情報。特に、改訂が見込まれる法制度、政策、計画等の検討状況については留意して情報収集を行い、JICAが2018年度に実施した「ベトナム国防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査」以降の情報更新を念頭に置いた効率的な調査を行う）。

- オ) ベトナムにおける治水計画の法律上（水資源法、防災法、堤防法、水文観測法等）の位置付けに関する情報収集と課題分析を行い、本プロジェクトで策定する治水計画の法律上の位置づけを明確にする。
- カ) IFMPに関連した細則等の確認を行い、IFMPの定義を確認し、本プロジェクトで策定する計画をIFMPの内容に反映する手順を確認する。
- キ) 担当分野に係る本プロジェクトの実施体制の確認、検討を行う（関係機関及び関係部局（中央省庁・地方事務所、中央・地方政府、人民委員会、研究機関、流域機関（特に発電関連企業、農業関連関係者など）、地域住民等）の役割、責任分担、業務・手続きフロー、事業実施能力、他部署の巻き込み方を含む。また、組織間連携等に関する他セクターの教訓なども積極的に把握する）。確認した実施体制については、各関係機関の役割を整理したチャートを作成する。
- ク) 本プロジェクトでは、実施中案件のMARD内に設置されたProject Management Unit (PMU) が兼用されて、相手国政府の事業実施主体となることが決まっているが、本PMUへの他中央機関の参画方法、地方省でのPMU設置について情報収集・確認を行い、案件実施において望まれる体制を提案する。
- ケ) 治水計画策定後の個別事業実施のための予算配賦の流れ（中期公共投資計画に記載（追記を含む）するため流れ・手順やそのスケジュール等も含む）に関する情報を収集する（特に、中央、地方の仕組みの相違点を意識しつつ、省間の事業実施の連携体制について他セクターを含め情報を収集する）。
- コ) 本プロジェクトで策定する計画において優先して実施すべき事業のうち将来的な日本の協力も見据え、ベトナム側での借款事業・無償資金協力事業実施時の手続きおよび手続きに要する時間

について情報収集、整理を行う。

- ④ 担当分野に係る本プロジェクトの枠組み、協力内容、実施手法、投入規模の検討を行う。また、他団員と協力し、現地調査時の議事録（和文）を作成する。
 - ⑤ 担当分野に係る現地調査報告書の原稿作成を行う。
 - ⑥ 上記③で実施した情報収集を踏まえ、ベトナムで治水計画を策定し、計画に沿った事業を実施していくためには誰が何を行う必要があるのか検討する。特に官の役割（中央政府、地方政府）については他国の好事例を用いた説明などを計画し、重要性の理解促進を図る。
 - ⑦ 上記③で実施した情報収集を踏まえ、本プロジェクトの実施体制の検討を行い提案する。提案においては MARD 以外の関係機関の効率的な巻き込み方についても提案する。
 - ⑧ プロジェクトに係るベトナム関係機関との協議に参加し、適宜、担当分野の観点からコメント、説明を行い、協議議事録（Minutes of Meetings、以下「M/M」案の合意が得られるよう支援する。
 - ⑨ 担当分野に係る案件の枠組案、調査工程案、M/M 案の作成作業に協力する。
 - ⑩ 前項で検討する案件の枠組案および調査工程案に基づき、担当分野に係る本プロジェクトの実施に必要な投入と経費（専門家、機材、研修、C/P の配置、ローカルコスト負担等）を算出する。
 - ⑪ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ベトナム事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2022年12月中旬～2022年12月下旬）
- ① 収集資料を分析・整理する。
 - ② 評価分析団員による事業事前評価表（案）作成に協力する。
 - ③ 評価分析団員によるリスク管理チェックシートの作成に係る必要情報の取り纏めに協力する。フォーマットは JICA から提供する。
 - ④ 案件の枠組案、調査工程案、討議議事録（Record of Discussions、以下「R/D」）案の作成に協力する。
 - ⑤ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ⑥ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2022年12月27日（火）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ハノイ（直行便）を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

現地業務期間は2022年11月16日～12月15日を予定しています。

本業務従事者は JICA 調査団員に 2 週間先行して現地調査の開始を予定しています。また、JICA が別途契約する予定のコンサルタント団員は本業務従事者と同じ現地業務期間を想定しています。

現時点で新型コロナウイルス感染対策に関連するベトナム国入国時の隔離は不要です。今後水際対策の変更が生じて隔離が必要となった場合、隔離期間中の数日間は遠隔で業務を実施予定です。

- ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 技術総括（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）

- エ) 治水計画／運用計画（JICA が別途契約するコンサルタント）
- オ) 水文観測機材（JICA が別途契約するコンサルタント）
- カ) 法制度／組織体制／実施促進方策（本コンサルタント）
- キ) 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）
- ク) 環境社会配慮（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：ベトナム語<=>英語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部防災グループ防災第一チームから配付しますので、gegdm@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・要請書
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・「ベトナム国 防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査ファイナル・レポート」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039051.html>
 - ・「ベトナム国 災害に強い社会づくりプロジェクトフェーズ 2 業務完了報告書」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028009.html>
 - ・「ベトナム国 中部地域災害に強い社会づくりプロジェクトプロジェクト事業完了報告書」”
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000003691.html>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対

策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル : 「配付依頼 : サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上